

【施策 16】 透明性の高い、開かれた教育を推進します

(施策の現状)

教育に対する県民の付託に応えるためには、保護者、地域住民等との信頼関係を築くとともに、連携協力を推進することが不可欠です。そのため、教育活動等の成果等について、適切に説明責任を果たすことにより、学校教育の透明性を確保することが大切になっています。

本県においても、保護者や地域住民に学校を公開するなど、学校の説明責任を果たす開かれた学校づくりの一環として、「ふくしま教育の日⁸²」における「学校へ行こう運動⁸³」や「学校評議員制度⁸⁴」の導入などを進めてきました。特に、

「学校評議員制度⁸⁴」は、平成12年1月21日の学校教育法施行規則の改正により制度化されたことから、本県では平成21年度、県立学校すべてで実施、また、市町村立学校においても、59の市町村中49の市町村において、小・中・特別支援学校¹⁵合わせて計688校、91.9%の学校で実施しています。

また、平成16年に福島県公立学校服務倫理対策委員会⁸⁵を設置し、公立学校に勤務する職員の服務倫理の確立及び不祥事の防止に係る対策を講じています。

(基本的方向性)

- ・ 学校が、保護者や地域住民はもとより広く県民に対して、学校経営・運営ビジョンなど自校の教育に係るさまざまな情報を公開することにより、説明責任を果たすことを進めます。
- ・ 「ふくしま教育の日⁸²」などを活用して、開かれた学校づくりを推進します。
- ・ 教員一人一人が法令遵守を徹底し、高いモラルと誇りを持って児童生徒の教育に当たることを推進します。

⁸² ふくしま教育の日……平成15年3月24日に「ふくしま教育の日条例」により、福島県が、県民の教育に対する理解を深め、本県の教育及び文化を充実・発展させることを期する日として、11月1日を「ふくしま教育の日」、11月1日から7日までを「ふくしま教育週間」として定めた。

⁸³ 学校へ行こう運動……日常の学校の様子や子どもたち、教職員の姿を保護者や地域住民に見てもらうことにより、学校、家庭、地域が連携して子どもたちを育てていく契機とするため、11月1日から7日までの「ふくしま教育週間」を中心として展開される運動。

⁸⁴ 学校評議員制度……学校教育法施行規則に基づき、学校職員以外から、教育に関する理解及び識見を有する者を、校長が推薦し学校の設置者が委嘱する制度。校長の求めに応じて学校運営に対して意見を述べることができる。

⁸⁵ 福島県公立学校服務倫理対策委員会……各公立学校に勤務する教職員の服務倫理等についての対策を講じることを目的として、県教育庁に設置された組織。県教育委員会としての対策を検討するほか、各校の校内服務倫理委員会に対する情報提供等を行っている。

【今後の取組み】

- 学校評議員制度⁸⁴ 及び学校評価の市町村立学校への導入促進
学校経営を改善し、開かれた学校づくりを進めるため、市町村立学校における学校評議員制度⁸⁴ の導入を促進します。
- 県立学校における学校評価の充実
県立学校においては、学校評議員を活用した外部評価を実施し、各県立学校における学校評価の取組みの充実を図ります。
- 学校経営能力の向上
組織マネジメント等に関する研修の充実等により、学校経営の責任を担う校長等の経営能力の向上を図ります。
- 「ふくしま教育の日⁸²」の啓発と「学校へ行こう運動⁸³」の推進
「ふくしま教育の日⁸²（11月1日）」を含む「ふくしま教育週間⁸⁶」を中心として、日常の様子や子どもたち、教職員の姿を保護者や地域住民に見てもらう「学校へ行こう運動⁸³」を進めます。
- 教職員の服務倫理の確立
研修の充実や校内服務倫理委員会⁸⁷の活性化等により、教育公務員としての誇りと使命感を高めるとともに、高い倫理観と自律心の保持・向上を図ります。

〔施策16 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
学校評議員実施小・中学校数（公立小・中・特別支援学校 ¹⁵ ）	H21年度 91.9% (688校)	H26年度 100%	
外部評価を通した改善件数（%）（県立学校）	H20年度 87.5%	H26年度 上昇をめざす	モニタリング指標
服務倫理委員会の開催回数（年間平均）（公立小・中・高・特別支援学校 ¹⁵ ）	H20年度 市町村立学校 12.0回 県立学校 4.7回	H26年度 適切に対応する	モニタリング指標

¹⁵ 特別支援学校……15ページ参照。

⁸² ふくしま教育の日……62ページ参照。

⁸³ 学校へ行こう運動……62ページ参照。

⁸⁴ 学校評議員制度……62ページ参照。

⁸⁶ ふくしま教育週間……62ページ「ふくしま教育の日」の説明を参照。

⁸⁷ 校内服務倫理委員会……本県の各公立学校において、平成15年度末に、各学校が主体的に服務倫理意識向上のための取組みを行うことを目的として設置された組織。